

東みよし町耐震改修促進計画

平成20年3月
(平成26年3月改定)
(平成31年4月改定)
(令和6年3月改定)

東みよし町

目 次

第1章	計画の基本方針.....	1
第2章	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標.....	6
第1	想定される地震の規模、被害の状況.....	6
第2	耐震化の現状及び目標.....	10
第3	公共建築物の耐震化の情報開示.....	13
第3章	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項.....	14
第1	耐震診断・改修にかかわる基本的な取組方針.....	14
第2	耐震診断・改修の促進を図るための支援策.....	18
第3	地震発生時に通行を確保すべき道路等に関する事項.....	21
第4	地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策.....	21
第4章	建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識普及に関する事項..	22
第1	地震ハザードマップの作成・公表.....	22
第2	相談体制の整備及び情報提供の充実.....	24
第3	パンフレットの作成・配布.....	25
第4	リフォームにあわせた耐震改修の誘導策.....	26
第5	家具の転倒防止の推進.....	27
第6	自主防災組織、自治会等との連携に関する事項.....	27
第5章	その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関して必要な事項.....	28
第1	関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要.....	28
第2	その他.....	29

第1章 計画の基本方針

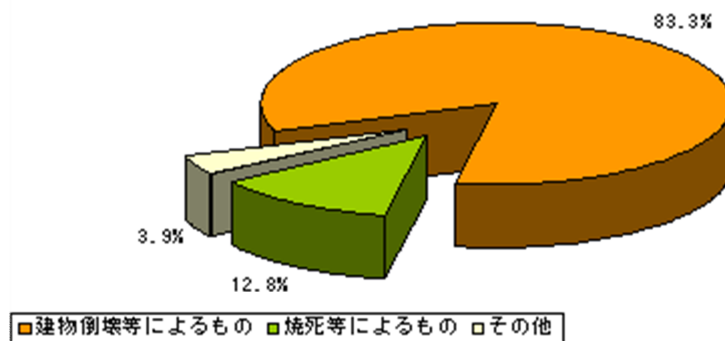
1 計画の目的

本計画は、町域内の地震災害に対する建築物の防災対策を推進する上で重要な意味を持つ建築物耐震改修を促進することで、地震時において建築物の倒壊等による被害の低減を図ることを目的とします。

2 耐震改修の必要性

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災において多数の犠牲を出す最大の要因となったのが、昭和56年以前に建築されたいわゆる既存不適格住宅の倒壊による圧死等であり、これによる死者数が全死者数の8割以上を占めました。さらに、住宅密集市街地等において建物の倒壊に加えて発生した火災による死者数が全体の1割強を占めています。

【阪神・淡路大震災における犠牲者（神戸市内）の死因
（「平成18年版防災白書」内閣府編より）】



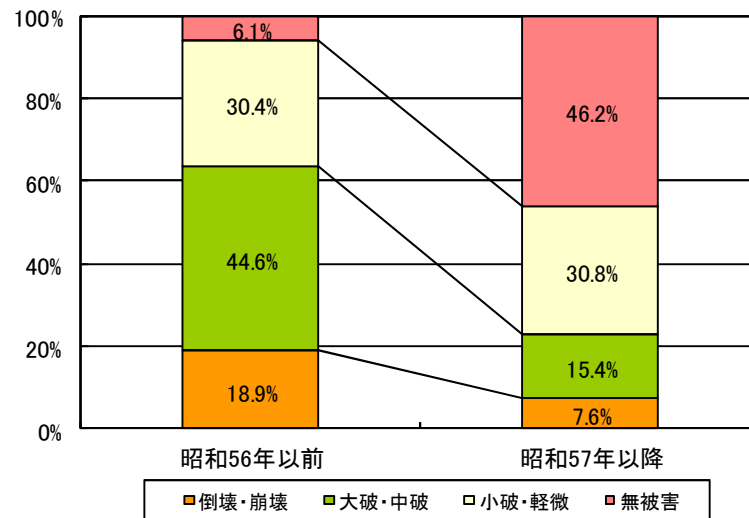
これらを教訓として、阪神・淡路大震災以降様々な対策が講じられてきており、災害対策基本法の改正や防災基本計画の抜本的な見直しが行われたのをはじめ、地震防災対策特別措置法、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」）、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の制定、公共施設の耐震基準の見直し等による建築物等の耐震性の強化や都市の不燃化の推進、内閣情報集約センターの設立や地震防災情報システム（DIS）の整備による初動体制の強化等、さまざまな施策の推進が図られています。

建物の耐震改修の必要性を考えてみると、ひとつは地震災害時に我々自身の安全を守ることがあげられます。特に公共性の高い建物の場合には、その所有者自身の安全はもちろんのこと、利用者の安全を守る義務も発生します。こうしたことから、耐震改修促進法では不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等の所有者に対して、所管行政庁は耐震改修の指導や指示ができるようになっています。

次に、二次災害の発生を防ぐという目的があります。特に密集市街地においては、建物倒壊による火災発生により、風速によっては延焼が広がり被害が拡大します。地震時には消防機関による消火が困難となることが想定され、死者数が増加する可能性があります。また同様に建物の倒壊は緊急輸送道路の閉塞を生み、初期救助や救援物資の輸送に悪影響をもたらします。こうしたことから建物の倒壊を防ぎ、緊急輸送道路を確保することは、2次災害を最小限に抑える上で重要となります。

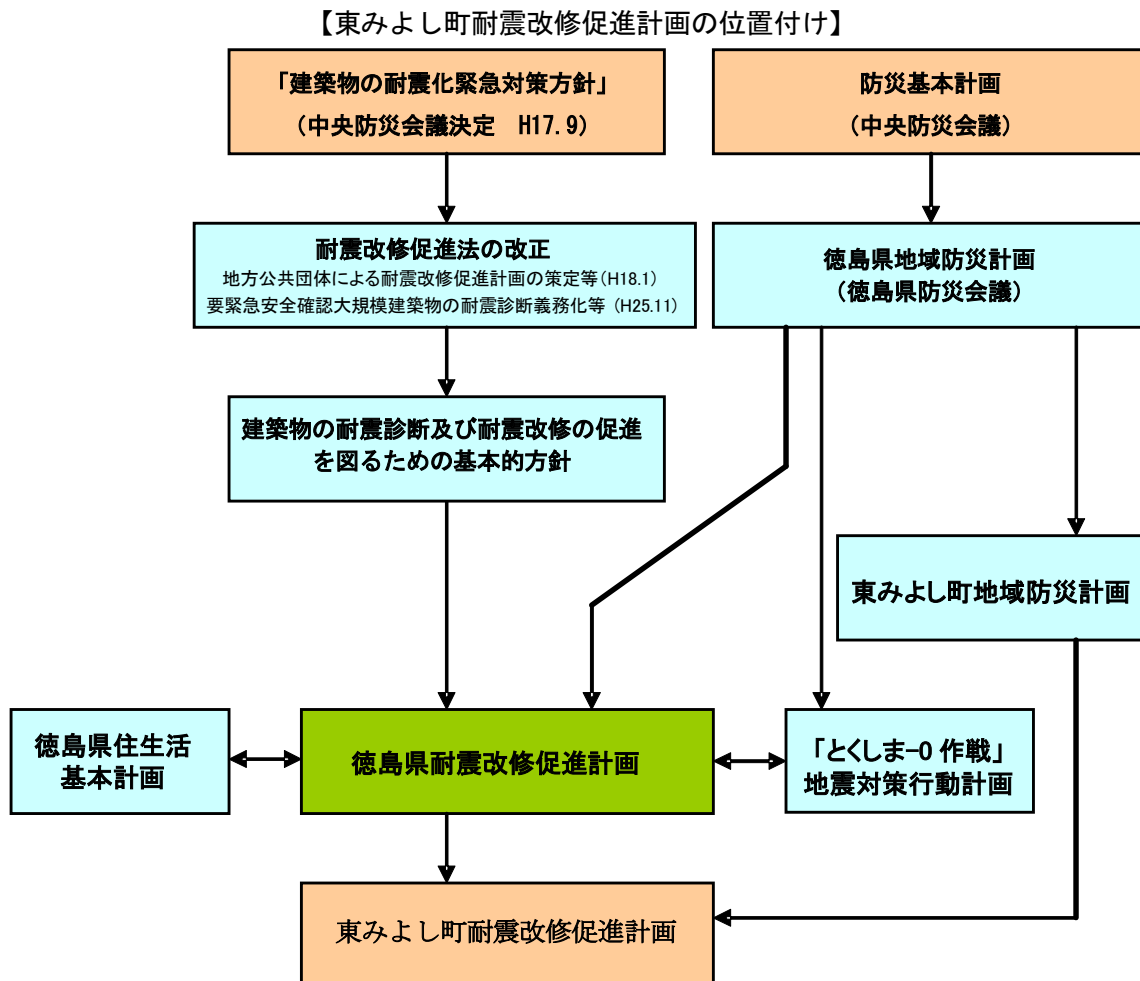
最後に、建物の耐震化は財産を守るという目的があります。住宅を例にあげて説明しますと、以下の図は昭和56年以前と以降に分けて住宅の被害を表したものです。昭和56年以前に建てられたいわゆる既存不適格住宅の場合、中破以上の被害が全体の63.5%にのぼり全体の半数を超えています。これらの住宅については被災後の使用は難しいと考えられ取り壊しを余儀なくされます。その場合に発生する多額の損失を考えれば、先行投資によって損失を最小限に留めることは重要です。

【建設年別の住宅の被害状況】
 (「平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会中間報告」より)



3 計画の位置付け

東みよし町耐震改修促進計画は下図に示す通り、平成25年の耐震改修促進法の改正（以下「改正耐震改修促進法」）ならびに徳島県耐震改修促進計画を受けて改定するものであり、東みよし町地域防災計画との連携・整合を図るものとします。



なお、我が国では図示した以外にも、災害対策基本法をはじめとする次の関係法律によって災害対策が推進されています。

【基本法関係】

1. 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
2. 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）
3. 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）
4. 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）
5. 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）
6. 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）
7. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）
8. 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）
9. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）

【災害予防関係】

1. 河川法（昭和39年法律第167号）
2. 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）
3. 海岸法（昭和31年法律第101号）
4. 砂防法（明治30年法律第29号）
5. 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）
6. 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）
7. 森林法（昭和26年法律第249号）
8. 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和27年法律第96号）
9. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）
10. 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）
11. 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）
12. 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和33年法律第72号）
13. 建築基準法（昭和25年法律第201号）
14. 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）
15. 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）
16. 気象業務法（昭和27年法律第165号）
17. 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）

【災害応急対策関係】

1. 消防法（昭和23年法律第186号）
2. 水防法（昭和24年法律第193号）
3. 災害救助法（昭和22年法律第118号）

【災害復旧・復興、財政金融措置関係】

1. 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）
2. 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）
3. 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
4. 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
5. 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
6. 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
7. 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）
8. 鉄道軌道整備法（昭和28年法律第169号）
9. 空港整備法（昭和31年法律第80号）
10. 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）
11. 被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成7年法律第43号）
12. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）
13. 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）
14. 農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）
15. 農業災害補償法（昭和22年法律第185号）
16. 森林国営保険法（昭和12年法律第25号）
17. 漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）

18. 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）
19. 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）
20. 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）
21. 住宅金融公庫法（昭和25年法律第156号）
22. 地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）
23. 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）

【組織関係】

1. 消防組織法（昭和22年法律第226号）
2. 海上保安庁法（昭和23年法律第28号）
3. 警察法（昭和29年法律第162号）
4. 自衛隊法（昭和29年法律第165号）
5. 日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

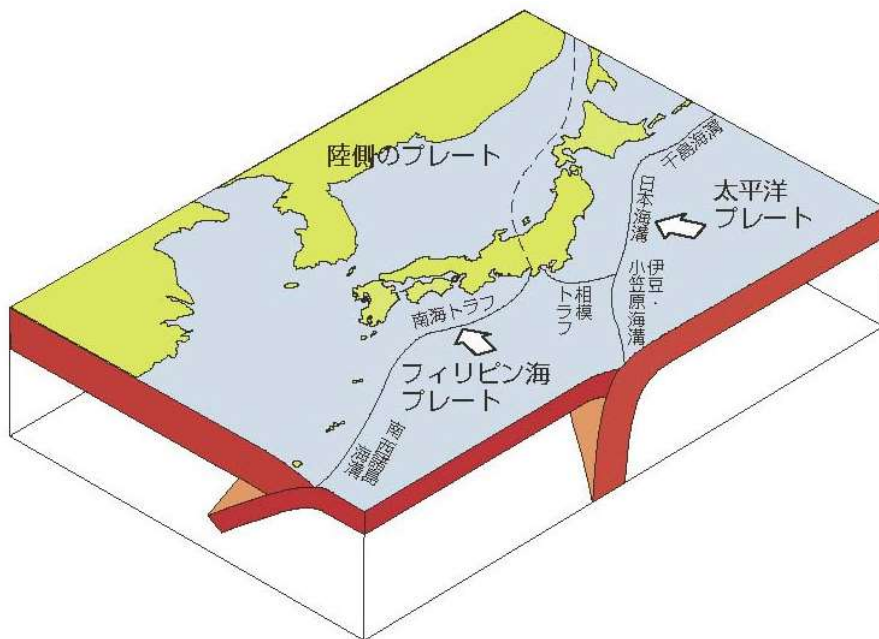
第1 想定される地震の規模、被害の状況

1 南海トラフの地震

(1) 地震規模

『南海トラフの地震』とは、南海トラフ沿いで、フィリピン海プレートが陸側のプレートに潜り込み、陸側のプレートの変形が限界に達したとき、元に戻ろうとして発生する海溝型地震です。歴史的に見て100～150年間隔でマグニチュード8クラスの地震が発生し、最近では昭和19年及び21年にそれぞれ発生していることから、今世紀前半にも発生するおそれがあるとされています。

【日本列島とその周辺のプレート（「平成18年版防災白書」内閣府編より）】



『南海トラフの地震』の地震規模と発生確率は、地震調査研究推進本部において次のように発表されています。

領域又は地震名	長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率 30年以内
南海トラフの地震	M8～M9クラス	70%～80%

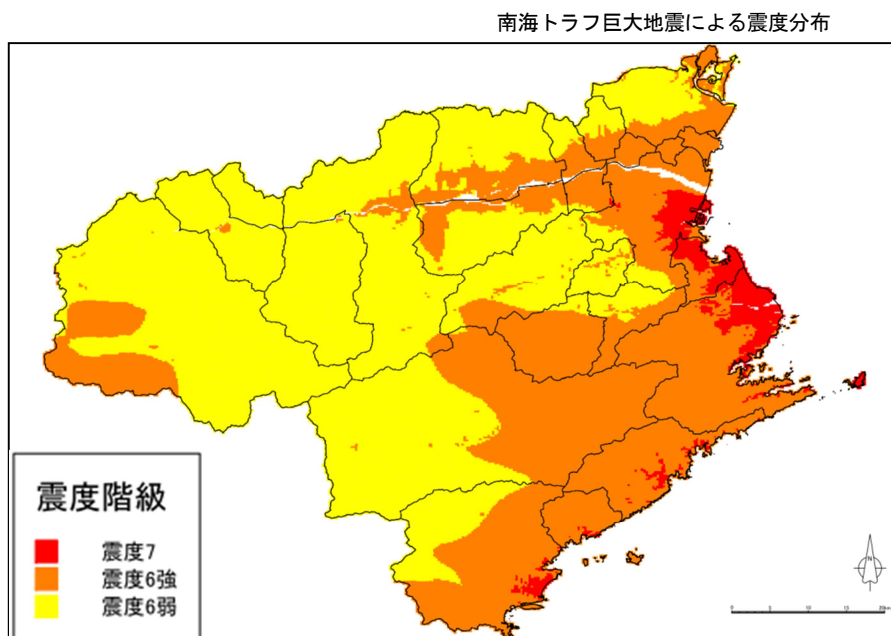
表2-1-2：南海トラフの地震規模と発生確率
(活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧(令和3年1月1日)による)

2 南海トラフ巨大地震

『南海トラフ巨大地震』とは、『南海トラフの地震』のうち、東海～日向灘のすべての震源域で同時に地震が発生する「最大クラスの地震・津波」を想定したものです。

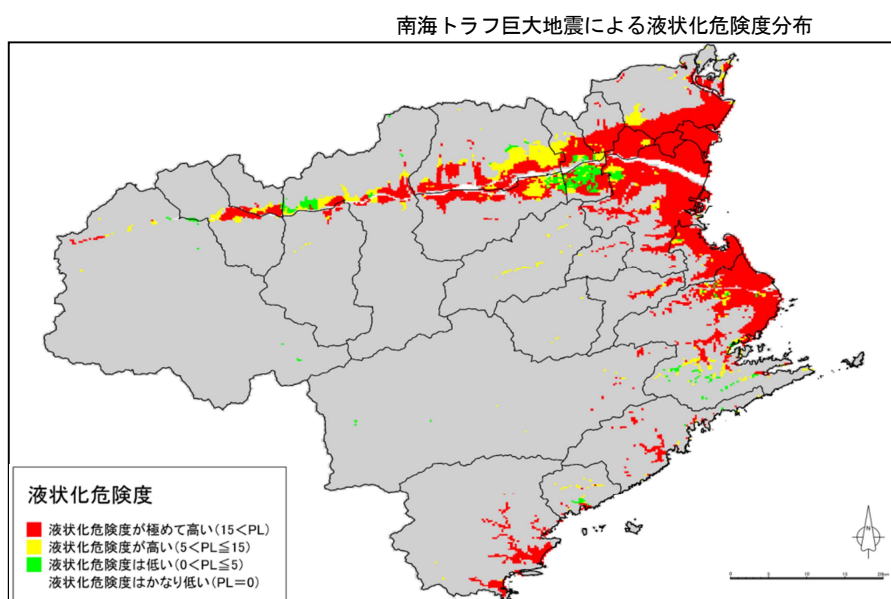
(1) 震度分布

「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）」によれば、南海トラフ巨大地震が発生した際、県内の震度は全域で震度6弱から震度7と予測されています。



(2) 液状化危険度分布

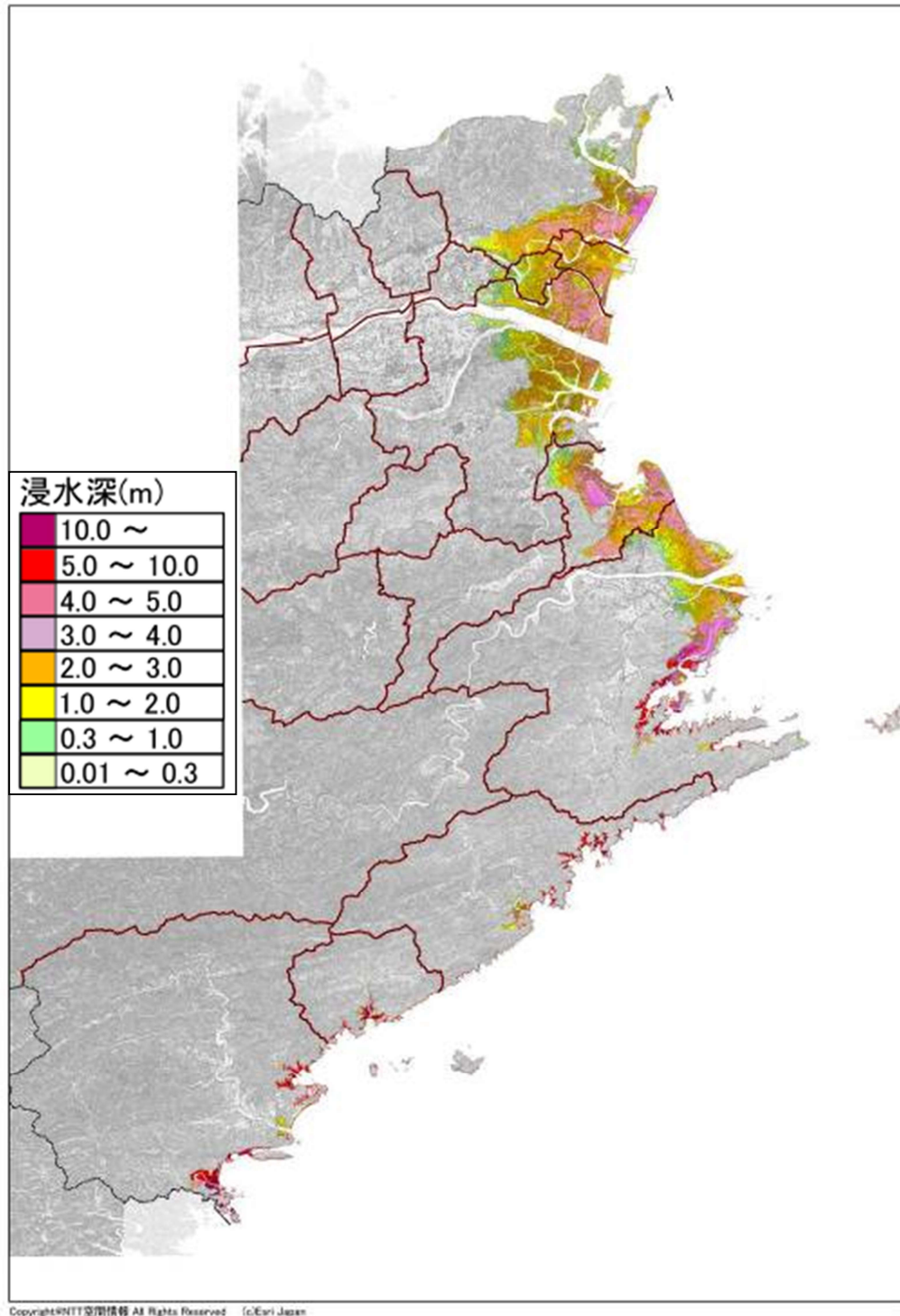
「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）」によれば、南海トラフ巨大地震が発生した際、沿岸部及び吉野川に沿って液状化の危険度が極めて高いと予測されています。



(3) 津波浸水想定

「徳島県津波浸水想定」によれば、南海トラフ巨大地震が発生した際、県内では広い地域で津波浸水が予測されています。

南海トラフ巨大地震による津波浸水想定



第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

(4) 人的被害

南海トラフ巨大地震による本町の人的被害は、多くの人々が住宅内にいる冬深夜に人的被害が最大となり、死者は10人、負傷者は200人となります。火災による人的被害も若干名みられます。

要因別人的被害予測結果概数(南海トラフ巨大地震)
「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定(第一次)」より東みよし町を抜粋

季節 時刻	要因	揺れ		急傾斜地	津波	火災	ブロック塀・ 自動販売機転 倒、屋外落下 物	合計
			うち 家具転倒					
冬 深夜	死者	10	-	-	0	-	0	10
	負傷者	200	20	-	0	-	0	200
	重傷者	20	-	-	0	-	0	20
夏 12時	死者	-	-	-	0	-	-	-
	負傷者	110	10	-	0	-	-	110
	重傷者	10	-	-	0	-	-	10
冬 12時	死者	-	-	-	0	-	-	-
	負傷者	130	10	-	0	-	10	140
	重傷者	10	-	-	0	-	-	10

※(-)印は若干名を示す。

※数値はある程度幅をもって見る必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

(5) 建築物被害

「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定」によると、建築物被害の要因は下表の分類に分けられ、「冬深夜」「夏12時」「夏18時」において本町の建物被害(全壊)の状況を示します。

揺れによる被害が180棟あり、急傾斜地における被害が10棟、液状化、火災による被害も若干あるとされています。

要因別建物被害棟数(全壊)(南海トラフ巨大地震)
「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定(第一次)」より東みよし町を抜粋

要 因	揺れ	液状化	急傾斜地	津波	火災	合計
時 期						
冬深夜	180	-	10	0	-	190
夏12時	180	-	10	0	-	190
冬18時	180	-	10	0	-	190

単位(棟)

※ (-)印は若干名を示す。

第2 耐震化の現状及び目標

ここでは、住宅・土地統計調査、東みよし町の資料を整理分析し、耐震化の現状を把握します。

また、町は、国・県の定める住宅及び特定建築物の耐震化の目標を参考に、現状を踏まえた上で、耐震化の目標を設定します。今後この目標を元に建物の耐震化を推進します。

なお、ここで定めた目標は今後の進捗状況に応じ、概ね5年で検証し再設定することとします。

1 住宅

地震発生時の被害を軽減するためには、減災効果の大きな住宅の耐震化に継続的に取り組んでいく必要があり、耐震改修に対する工事費補助制度や耐震改修促進税制による支援制度なども広く住民にPRし、住宅の耐震化を促進するものとします。

また、第2次徳島県住生活基本計画や「とくしまー0作戦」地震対策行動計画＋(Plus)では、令和2年度末までに住宅の耐震化率を100%に向上させることを目標としておりますが、住宅耐震化の緊急性に鑑み、計画を見直し、令和2年度末までに耐震化率を100%にすることを目標とすることから、本町においても、倒壊等の恐れのある住宅全ての耐震性向上を目指します。

【住宅の耐震化の状況】

(令和4年1月1日時点)

区分	種別	昭和55年以前	昭和56年以降	合計
木造	専用住宅	2,206	3,369	5,575
	併用住宅	127	152	279
	農家住宅	837	13	850
	共同住宅	5	74	79
	寄宿舍	0	0	0
非木造	住宅・アパート	362	707	1,069
(耐震性有り)		6	4,289	4,295
(耐震性無し)		3,531	26	3,557
合計		3,537	4,315	7,852

単位 (棟)

※住宅戸数は家屋課税台帳から抽出

※建築時期不詳は昭和55年以前建築に含める。

※昭和55年以前建築の住宅の内、支援制度の活用により耐震評点1.0以上を確認した住宅を耐震性あり、昭和56年以降建築の住宅の内、支援制度の活用により耐震評点1.0未満を確認した住宅を耐震性無しとする。

2 特定建築物

特定建築物^{*}の耐震化の状況を下表に示します。町内の特定建築物の棟数は40棟で、そのうち耐震性が有ると確認されている建築物が29棟あり、耐震化率は72.5%となっています。

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

※下表に示す建築用途で延床面積が1,000㎡以上かつ3階建以上の建物。

ただし、体育館（一般の用に供されるもの）は、延床面積が1,000㎡以上かつ1階建て以上の建物となり、老人ホーム、老人福祉施設等は、延床面積が1,000㎡以上かつ2階建以上の建物、幼稚園・保育所は延床面積が500㎡以上かつ2階建以上の建物。

また、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物については、面積・階数の規定なし。

【特定建築物の耐震化の現状（令和4年度末時点）】

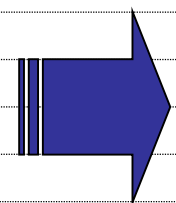
建物用途	棟数	左のうち耐震性有り			耐震化率 (%)
		1981年 以前	1982年 以降	小計	
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	7	3	4	7	100.0%
上記以外の学校	0	0	0	0	-%
体育館（一般公共の用に供されるもの）	1	0	1	1	100.0%
ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	0	0	0	0	-%
病院・診療所	5	0	5	5	100.0%
劇場、観覧場、映画館、演芸場	0	0	0	0	-%
集会場、公会堂	1	0	0	0	0.0%
展示場	0	0	0	0	-%
卸売市場	0	0	0	0	-%
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	0	0	0	0	-%
ホテル、旅館	0	0	0	0	-%
賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、下宿	4	0	4	4	100.0%
事務所	0	0	0	0	-%
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	5	0	5	5	100.0%
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	1	0	0	0	0.0%
幼稚園、保育所	2	1	1	2	100.0%
博物館、美術館、図書館	0	0	0	0	-%
遊技場	0	0	0	0	-%
公衆浴場	0	0	0	0	-%
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	0	0	0	0	-%
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービスを営む店舗	0	0	0	0	-%
工場	0	0	0	0	-%
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	0	0	0	0	-%
自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	0	0	0	0	-%
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	2	0	2	2	100.0%
小計	28	4	22	26	92.9%
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	32	0	20	20	62.5%
小計	32	0	20	20	62.5%
合計	60	4	42	46	76.7%

単位（棟）

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

上表の特定建築物のうち、災害時に重要な機能を果たす3用途の建物（学校、病院、庁舎）及び公営住宅の状況については下記のとおりとなっています。

【特定建築物の耐震化の状況】

建物用途	棟数	耐震化率 (%) (平成24年度末)		耐震化率 (%) (令和4年度末)
学 校	7	86%		100
病 院	5	100%		100
庁 舎	2	100%		100
公営住宅	1	100%		100

3 町有施設

(1) 現況及び耐震診断・改修の実績

防災拠点等となる町有施設は3施設3棟で、そのうち耐震性能有りと確認されている建築物は3棟あり、耐震化率は100.0%となります。

【防災拠点等となる町有施設の現況（令和4年度末時点）】

区 分	施設数 (施設)	棟数 (棟)	耐震性 有り (棟)	耐震化 率 (%)	耐震化 実施中 (棟)	要 耐震化 (棟)	その他	
							耐震診断を実施または予定しているもの (棟)	改築予定や廃止(統合)等あり方検討中のもの (棟)
災害応急対策活動に必要な施設								
① 指揮・情報伝達施設	2	2	2	100%	—	—	—	—
② 医療救護施設	0	0	0	0%	—	—	—	—
③ 避難所指定施設 (特定建築物規模要件該当施設)	0	0	0	0%	—	—	0	1
④ 災害時要援護者が利用する施設	0	0	0	0%	—	—	0	2
⑤ 多数の住民が利用する施設	1	1	1	100%	—	—	0	1
合 計	3	3	3		—	—	0	4※
合 計 (重複施設を除く)	3	3	3	100%	—	—	0	2

(2) 町有施設耐震化計画

防災拠点となる町有施設耐震化計画は、防災拠点等となる町有施設のうち昭和56年の建築基準法改正以前の基準で設計された建築物で、耐震診断の結果、耐震改修等が必要とされた施設を対象とします。

ただし、現時点で改築予定の施設のほか、廃止（統合）等あり方検討中の施設は対象としていません。なお、施設のあり方検討の結果など、今後の状況の変化に的確に対応するため、対象施設、完成予定時期等について、適宜必要な見直しを行います。

【防災拠点等となる町有施設耐震化計画】

区 分		施設数
防災拠点等となる町有施設		3 施設
	町有施設の耐震化を図る施設 (耐震化計画対象施設)	0 施設

第3 公共建築物の耐震化の情報開示

町内の学校、病院、庁舎等の公共建築物の耐震化については、今後もその実態把握に努め、原則として公表することとします。公表は町広報紙及びホームページ等を使って行います。

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

第1 耐震診断・改修にかかわる基本的な取組方針

1 住宅・建築物の耐震化の取組み方針

南海トラフの巨大地震は、今後30年間で発生する確率が70%程度と予測されており、平成25年7月31日公表の「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）」では最大で死者31,300、全壊建物116,400棟と発表されています。

こうした被害を最小限に止めるためには、行政の対応はもとより、住民一人ひとりが日頃から地震災害に対する認識を深め、地震災害に対応する対応力の向上を図るとともに、お互いに助け合うという意識と行動が不可欠です。このため、本町は、円滑に事業が促進されるように住民や事業所を指導していくものとします。

2 町と県の役割分担

町は、国の基本方針や徳島県が定める耐震改修促進計画を踏まえ、町耐震改修促進計画を定めるよう努めることとなっています。

徳島県が定める耐震改修促進計画が、市町村の取りまとめや全県的な取組みを支援する観点から定められる一方で、町耐震改修促進計画は、県が定める耐震改修促進計画を基に、より具体的で即地的なものと考えられ、市町村レベルでの関係団体との連携を図り、重点区域や地域の状況等に応じた事業等の内容を盛り込みます。

3 重点的に取組むべき施策

(1) 大きな被害が想定される木造住宅の耐震化の促進

阪神・淡路大震災における建築物の被害状況を見ると、昭和56年以前に建築された新耐震基準に満たない建築物に多くの被害が見られます。そのうち木造建築物で、倒壊・崩壊・大破した建物は39%、鉄骨造では18%、鉄筋コンクリート造では14%となっています。（阪神・淡路大震災建築調査委員会中間報告）

新耐震基準以降、適正に建築された木造住宅は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災においても、被害の程度は軽かったと報告されています。また、新耐震基準以前の本造住宅でも、ツーバイフォー住宅や、プレハブ住宅も同様に被害は軽かったと報告されています。

なお、新耐震基準以降に建設された木造住宅についても、経年劣化や維持管理等の不具合が考えられるため、平成12年5月31日以前までに対象を拡大するとともに、枠組壁工法（ツーバイフォー）についても耐震化を図ることとします。

(2) 防災上重要な建築物の耐震化の促進

災害対策には、多数の者が利用する施設や迅速かつ正確な情報伝達及び避難・救護活動の拠点となる建築物の耐震性の確保が重要です。

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

町は、次の施設を「防災上重要な建築物」として位置付け、耐震性の確保を図るものとします。

分類		活動内容	対象施設
災害応急対策活動に必要な施設	指揮情報伝達施設	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の情報収集、指令 ・二次災害に対する警報の発令 ・災害復旧対策の立案、実施 ・防犯等の治安維持活動 ・被災者への情報伝達 ・保健衛生及び防疫活動 ・救護物資等の備蓄、緊急輸送活動等 	本庁舎
	救護施設	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の救護、救助及び保護 ・救急医療活動 ・消火活動等 	東みよし町地域防災計画により救護施設として位置付けられた施設
避難所として位置付けられた施設		<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の受入れ等 	東みよし町地域防災計画により避難所として位置付けられた施設 (町内小中学校等)
人命及び物品の安全性確保が特に必要な施設		<ul style="list-style-type: none"> ・多数の者が利用する施設 	文化施設、避難所に指定されていない社会教育施設、社会福祉施設
その他			上記に該当していない施設

前項の防災上重要な施設については、国土交通省その他の研究機関による技術基準等を踏まえ、耐震性の確保を図るものとします。

① 新築建築物の耐震設計・施工の確保

新たに建設される町有施設の整備については、施設の重要性にあわせ、施設の持つべき耐震安全性に応じて、その確保を図るものとします。

② 既存建築物の耐震性能の調査

既存町有建築物については、必要に応じて耐震診断を実施し、建築物の耐震状況を把握し、施設の安全性の向上に努めるものとします。

③ 既存建築物の耐震改修等の促進

既存町有建築物は、耐震診断等によって耐震性能が不足すると判断された場合は、耐震改修等により、耐震性の確保に努めるものとします。

耐用年数を越えた施設や老朽化が激しい施設については、建替えや取壊しを含めた対策を行うものとします。

(3) 防災上重要な町有建築物の耐震性確保

庁舎など災害対策の拠点となる施設及び学校、公民館等避難所として利用する施設について、必要に応じて耐震診断の実施に努め、耐震性能が不足すると判断された場合は、耐震改修等により、耐震性の改修に努めます。

(4) 防災上多数の者に影響する建築物の耐震性の確保

店舗、工場、共同住宅等災害時に多数の者に影響する建築物について、必要に応じて耐震診断の実施に努め、耐震性能が不足すると判断された場合は、耐震改修等により、耐震性の促進に努めます。

4 本町の取組むべき施策

(1) 特定建築物の耐震対策

本町は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定された特定建築物（学校、病院、共同住宅、事務所など多数の者が利用する一定規模以上の建築物で、現行の建築基準法の耐震規定に適合しない建築物）の所有者に対して、耐震診断・耐震改修に関する普及・啓発を図るとともに、その実施状況の把握に努め、必要な普及・啓発などを行います。

(2) 一般建築物等の耐震対策

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定する特定建築物以外の一般建築物の所有者等についても、耐震診断・耐震改修の必要性について広く啓発を図り、また耐震相談所を設置するなど、耐震改修が行いやすい状況をつくります。

特に、建築年度の古い木造住宅の耐震性の向上については、重要な課題となっており、関係団体と連携し、耐震診断・耐震改修の促進を支援するものとします。

(3) 文化財の耐震対策

文化財は、歴史上又は学術上価値の高いものであるとともに、広く住民の貴重な共有財産であることから、これを適正に保存し、後世に継承していく必要があります。

このため、文化財所有者等に対して、防災知識の普及・啓発及び耐震性確保のための普及・啓発を行うものとします。

(4) 工作物の耐震対策

煙突、広告塔、高架水槽、鉄塔等の工作物は、防災上軽視されがちですが、これら工作物による地震被害例も多くなっています。そのため、これらの工作物の耐震性について、広く住民の認識を深めるとともに、耐震診断・耐震改修の実施を促進するものとします。

(5) 建築物の窓ガラス・外装タイル等の耐震対策

道路に面する3階以上の建築物の窓ガラス・外装タイル等の落下防止については、所有者等の認識を深め、安全性の確保に対する普及・啓発を行うものとします。

特に、通学路及び避難所周辺については、本町においても点検を行い、改修を必要とする建築物の所有者等に対して、普及・啓発を行うものとします。

(6) ブロック塀・石塀等の耐震対策

道路沿いのブロック塀等の所有者に対しては、建築基準法に適合したものとするよう周知します。特に通学路沿い及び避難所周辺については、本町においても点検を行い、ブロック塀等の所有者に対し、定期的な点検や補強を周知するものとします。

尚、ブロック塀等安全確保に関する事業の対象となる道路は、住宅や事業所等か

ら避難所や避難地等へ至る町道以上とします。

5 優先的に耐震化を図る建築物の選定方針

耐震改修促進法に定められた「特定建築物」については不特定多数の者が利用すること等、大きな影響を与えることから、官民を問わず建物の早急な耐震化を目指します。中でも「学校」「病院」「庁舎」「公営住宅」については、被害の縮小や避難場所の確保、災害復旧の拠点機能確保の観点から具体的な耐震化の数値目標を定め、より迅速な建物の耐震化を目指します。

6 重点的に耐震化をすべき区域の設定

地震災害発生時には、広域的な避難や支援物資の確保等、輸送のための道路確保に最優先で取り組む必要があります。町は、耐震改修促進法第6条第3項第1号に基づく地震時に通行を確保すべき緊急輸送道路及び、町の指定する路線の沿道区域を、重点的に耐震化をすべき区域として設定し、沿道建築物の耐震化を図っていくものとしてします。

7 緊急輸送道路の選定方針

地震発生時に、広域的な避難や支援物資の輸送のための道路を確保することに最優先で取り組むこととし、耐震改修促進法第6条第3項第1号に基づく緊急輸送道路を選定します。これにより一定規模要件に該当する沿線の建物の耐震化を促進し、災害時にこれらの建物の倒壊等を防ぐことで、交通の寸断や情報通信の途絶を防ぎ、迅速な災害復旧の実現を目指します。

第2 耐震診断・改修の促進を図るための支援策

1 実施する事業の概要

(1) 木造住宅の耐震性能向上支援

木造住宅耐震診断支援事業		
耐震診断	対象	<ul style="list-style-type: none"> 平成12年5月31日以前に着工した木造住宅 3階建て以下 在来軸組工法、伝統的工法で建てられたもの 現在居住している住宅(改修後居住する予定の住宅も含む) 併用住宅、共同住宅、長屋、借家、空き家を含む
	費用	自己負担3,000円(戸建の場合)

木造住宅耐震改修支援事業		
耐震改修	対象	<ul style="list-style-type: none"> 平成12年5月31日以前に着工した木造住宅 徳島県に登録された耐震診断員が実施し、技術委員会の審査により認められた耐震診断で、改修前の評点が1.0未満のもの 改修後の評点が1.0以上 徳島県に登録された耐震改修施工者等により施工されるもの
	費用	<ul style="list-style-type: none"> 対象工事経費の4/5以内(上限1,000千円/棟) 併せて感震プレーカー(分電盤タイプ)を設置する場合は100千円を加算

耐震シェルター設置支援事業		
耐震改修	対象	<ul style="list-style-type: none"> 平成12年5月31日以前に着工した木造住宅 徳島県に登録された耐震診断員が実施し、技術委員会の審査により認められた耐震診断で、改修前の評点が1.0未満のもの 現在居住している住宅 認定耐震シェルター又は耐震ベッドを設置する 徳島県に登録された耐震改修施工者等により施工されるもの
	費用	<ul style="list-style-type: none"> 対象工事経費の4/5以内(上限800千円/棟) 耐震ベッド設置の場合は上限400千円

住まいのスマート化支援事業		
スマート化	対象	<ul style="list-style-type: none"> 平成12年5月31日以前に着工した木造住宅 耐震改修支援事業又は耐震シェルター設置支援事業と併せておこなう ICTやAIを活用した設備を設置する工事
	費用	対象工事経費の2/3以内(上限300千円/棟)

住替え支援事業		
住替え	対象	<ul style="list-style-type: none"> 昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅 徳島県に登録された耐震診断員が実施し、技術委員会の審査により認められた耐震診断で、改修前の評点が0.7未満のもの 現在居住している住宅 居住する住宅の全てを除却する 徳島県に登録された解体業者により施工されるもの
	費用	対象工事経費の2/5以内(上限300千円/棟)

(2) 民間建築物の耐震化支援

民間建築物耐震化支援事業		
耐震診断	対象	・一定の要件を満たす共同住宅及び建築物
	費用	・事業者負担:対象費用の1/3(上限1,000千円)
耐震改修	対象	・一定の要件を満たし耐震診断の結果、耐震性が不足する建築物
	費用	・事業者負担:対象費用の77%(上限1,000千円)

老朽危険空き家・空き建築物除却支援事業		
除却	対象	・現に使用していない住宅又は建築物
		・判定基準に基づく評点が100点以上のもの
		・倒壊すれば接面道路を閉塞し避難に支障をきたすもの
費用	・対象工事経費の2/3以内(上限800千円/棟)	

(3) 支援制度の実績

東みよし町では、住宅の耐震性を向上させるため、耐震診断、耐震改修、住まいの安全・安心なリフォーム事業等に対する支援を実施してきました。

また、平成28年度からは、耐震シェルター設置、住み替え支援事業が、令和2年度には住まいのスマート化支援事業が新たに追加拡充され、今後も住宅の耐震化を促進します。

【住宅の耐震化に関する支援制度の実績】

事業年度	木造住宅支援事業								
	耐震診断				耐震改修	安全・安心 リフォーム	耐震シェル ター	住まいのス mart化	住替え
	診断戸数	評点							
	0.7未満	0.7~1.0	1.0以上						
平成27年度	6	5	0	1	0	2	0		1
平成28年度	12	12	0	0	0	3	0		0
平成29年度	9	9	0	0	0	3	2		0
平成30年度	19	17	2	0	5	2	0		0
令和1年度	7	6	0	1	4	3	0		1
令和2年度	8	8	0	0	1		0	0	1
令和3年度	10	8	2	0	4		0	4	2
令和4年度	8	8	0	0	5		0	5	1
合計	79	73	4	2	19	13	2	9	6

単位(棟)

(4) 事業費・事業数量等

町が目標戸数としている耐震診断及び耐震改修等の計画の年度間の主要な事業費は以下のとおりです。

耐震診断	10戸×	50,000円=事業費	500千円
耐震改修 (感震ブレーカー含む)	6戸×	1,100,000円=事業費	6,600千円
耐震シェルター	1戸×	800,000円=事業費	800千円
スマート化	7戸×	300,000円=事業費	2,100千円
住替え	3戸×	300,000円=事業費	900千円

2 普及・啓発施策

(1) 家具等の転倒防止対策

住宅、事務所等の建築物内に設置されている食器棚や書棚等の地震時における転倒、移動による被害を防止するため、適正な防止方法等について町広報紙やパンフレット等により、住民への普及・啓発を図るものとします。

(2) 住民に対する耐震対策の普及・啓発

耐震対策について住民の認識を深めるため、防災パンフレット等を配布し、地域の耐震化を住民総ぐるみで取組むよう努めるものとします。

3 関係団体との連携

前記の普及・啓発施策を推進するために、耐震診断・耐震改修に関する講習会の開催や広報活動について、社団法人徳島県建築士会、社団法人徳島県建築士事務所協会等の関係団体との密接な連携を図るものとします。

4 相談窓口の設置

町は県と連携して耐震相談を受けられる体制を整備します。また相談を受ける町の職員は研修等により知識の習得に努めます。

5 耐震に関する無料相談会の実施

集客が見込める町内のイベントにあわせて耐震に関する無料相談会等を実施することで防災教育等を充実させ、広く町民の耐震化に対する普及啓発を行います。

第3 地震発生時に通行を確保すべき道路等に関する事項

1 地震発生時に通行を確保すべき道路

本計画においては、耐震改修促進法第5条第3項第2号及び3号に基づき、徳島県耐震改修促進計画により、地震時に通行を確保すべき道路として指定された道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化を図ります。

沿道の通行障害既存不適格建築物の耐震診断を義務化する路線

路線名		区 間
国道11号		徳島市 ~ 鳴門市 香川県境
国道32号		三好市 香川県境 ~ 三好市 高知県境
国道55号		徳島市 ~ 海部郡海陽町 高知県境
国道192号	◎	徳島市 ~ 三好市 愛媛県境
国道193号		美馬市 香川県境 ~ 国道192号(美馬市)

◎東みよし町に該当

また、町は耐震改修促進法第6条第3項第1号及び2号に基づき耐震化の促進を図る路線として、以下の路線を指定します。

【町の指定する耐震化を図る路線】

路線名
県道4号線(丸亀三好線)
県道12号線(鳴門池田線)
県道44号線(三加茂東祖谷山線)
県道132号線(三加茂三好線)
県道264号線(出口太刀野線)
県道266号線(昼間辻線)

第4 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

東みよし町地域防災計画に記載されている土砂災害危険箇所(土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所)については、がけ地近接等危険住宅移転事業、住宅地盤特定治水施設等整備事業を活用し効果的な予防対策に取り組みます。

第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識普及に関する事項

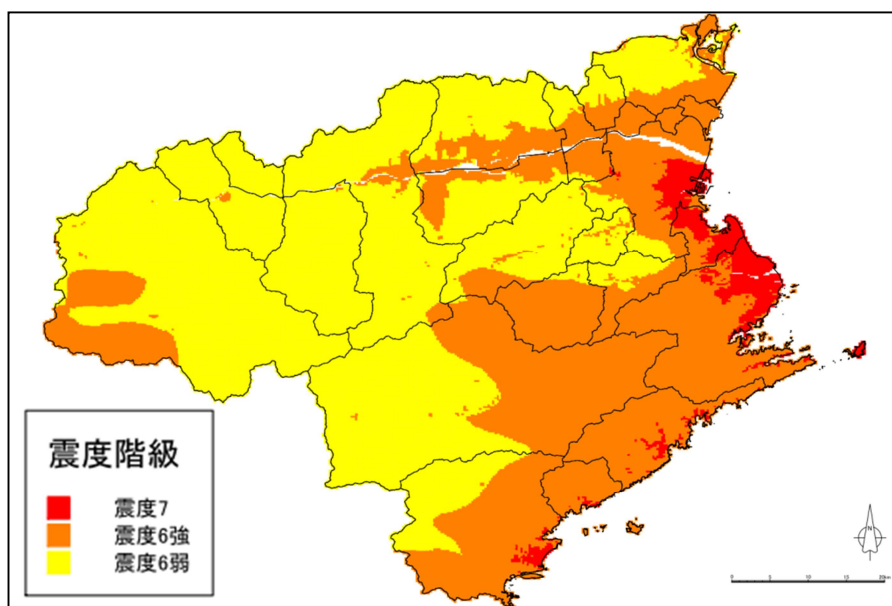
第1 地震ハザードマップの作成・公表

住民の意識の向上と、被害を最小限に抑えるために、東みよし町地震ハザードマップを作成し、地震の被害予想や危険地域、避難場所を把握するとともに、これを公表・配布し、災害時の避難・救助活動に活用します。

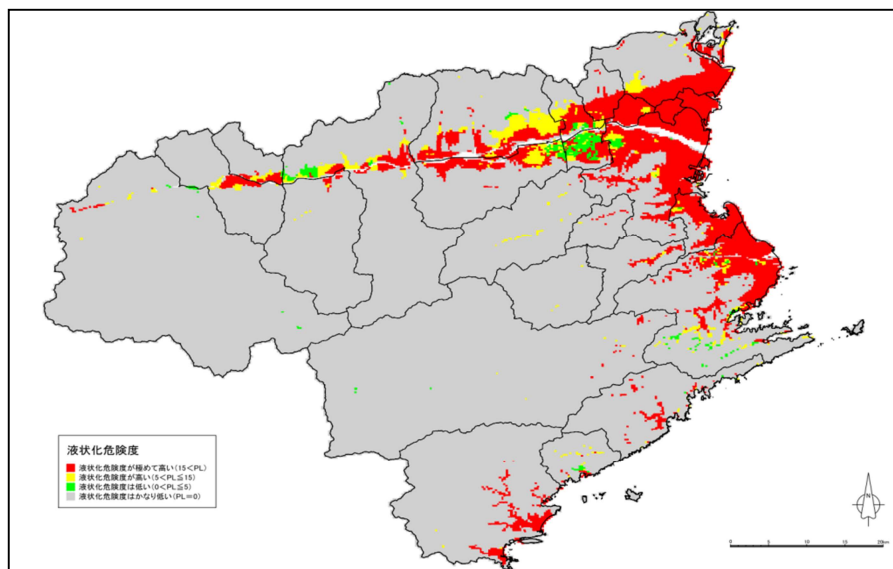
また、地震ハザードマップの作成に際しては、地域の特性を理解し、具体的で詳細な情報が盛り込まれる必要があり、その縮尺も大きいことが望まれるため、広域的な観点からの調整や技術的な支援について県の支援を受けて作成するものとします。

主 な 事 業	個々の建築物の所在地が認識可能な地震ハザードマップの整備 地震ハザードマップの公表・周知
---------	---

【参考】 南海トラフ巨大地震による震度分布図
徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）より
(<http://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2013071900016/>)



【参考】 南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図
徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）より
(<http://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2013071900016/>)



第2 相談体制の整備及び情報提供の充実

1 相談窓口の整備

耐震改修・診断の住民の相談に対応する為、相談窓口の整備を進めます。本町では、以下の担当窓口で受付けるほか、徳島県県土整備部住宅課建築指導室耐震化担当においても、随時相談を受付けます。相談窓口では、耐震診断・改修やそれに伴う支援制度の紹介等を行います。

また、(社)徳島県建築士会及び(一社)徳島県建築士事務所協会において建築構造の専門スタッフによる相談会を定期的を開催します。

主 な 事 業	相談窓口の整備及び周知 情報提供に関する各事業の推進
---------	-------------------------------

【町及び県の主な相談窓口】

徳島県内の主な相談窓口

耐震診断・耐震改修の窓口一覧		
東みよし町の担当窓口		
東みよし町建設課	0883-79-5342	
県の担当窓口		
徳島県県土整備部住宅課 建築指導室耐震化担当	088-621-2598	
耐震リフォーム相談所		
徳島県建築士会	088-653-7570	相談日:毎週金曜日 午後1時から5時まで
徳島県建築物耐震相談所		
徳島県建築士事務所協会	088-652-5862	相談日:毎週水曜日 午後1時から5時まで
耐震診断等に関する相談窓口		
日本建築構造技術者協会 四国支部	(FAX)088-622-8978 (MAIL)ytkozo@mb.in foeddy.ne.jp	対象:耐震診断が義務付けとなる非木造建築物 申込方法:専用申込用紙による

【耐震相談所の案内パンフレットの例（徳島県／（一社）徳島県建築士事務所協会）】

住宅・マンション・事務所・病院などの耐震診断や改修工事に関する相談をはじめ、建物の構造に関する相談に、建物構造に詳しい建築士が無料で応じます

建築物耐震相談所

を開設しています

しっかり防災
安全と安心

▲住宅の倒壊 (H19新潟県中越沖地震)

▲ビルの倒壊 (H23 東日本大震災)

開催日時

毎週 水曜日
午後1時～午後5時
(祝日・年末年始を除く)

開催場所

一般社団法人 徳島県建築士事務所協会
徳島市幸町3丁目55
自治会館2F (徳島市役所南)

お問い合わせ・ご相談

TEL 088-652-5862
FAX 088-653-5201 E-MAIL info@tokushima-aaf.or.jp

一般社団法人 徳島県建築士事務所協会

第3 パンフレットの作成・配布

町では、住民の耐震意識の更なる向上を目指し、ホームページや広報紙を用いて耐震診断・改修の啓発を行います。

主 な 事 業	広報紙等町内文書配布にあわせたパンフレットの各戸配布 町ホームページによる情報提供
---------	--

第4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導策

スクラップ&ビルドからストックマネイジメントへと社会情勢が変化している現在では、既存の建物をリフォームして再活用しようとする動きが活発です。その動きを的確に捉え、リフォーム時の建物の耐震化を促していく必要があります。

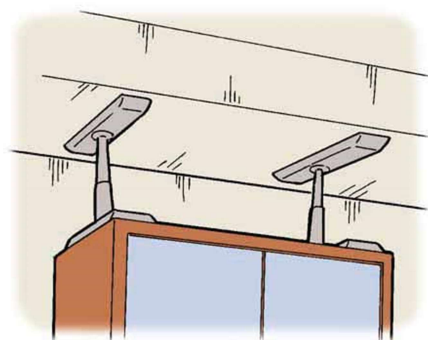
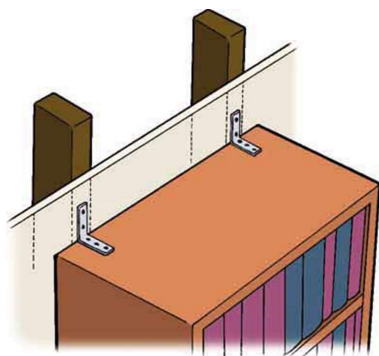
町は、「木造住宅耐震改修支援事業」を実施しており、耐震化工事を補助しています。また住宅以外の防災上重要な建物についてもリフォーム時の耐震化を指導していきます。

主 な 事 業	木造住宅耐震改修支援事業 パンフレットの配布 町ホームページによる情報提供 耐震改修・業務マニュアルの整備・更新 耐震改修新工法への対応検討
---------	--

第5 家具の転倒防止の推進

家具の転倒防止対策は建物の耐震化等と比べ低コストで簡単に行うことが可能です。固定金物や安全な家具の情報等を相談窓口やホームページで広報します。

主 な 事 業	パンフレットの配布
------------	-----------



第6 自主防災組織、自治会等との連携に関する事項

町及び県から、住民へ情報提供する耐震化の啓発に加え、地域の最小単位である自主防災組織や自治会ごとに連携を深め、建物の耐震化を含めた防災活動や防災情報の共有を行うことで、より地域に根ざした対策が講じられることが重要です。

町は、自主防災組織の結成促進と活動の活性化を支援していきます。

主 な 事 業	地域での地震防災対策の取組みや連携への支援
------------	-----------------------

第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関して 必要な事項

第1 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要

町は、徳島県が設置している「徳島県住宅・建築物耐震化促進協議会」をはじめ、県、(社)徳島県建築士会、(一社)徳島県建築士事務所協会及び各関係団体との連携を深め、引続き積極的な建物の耐震化を推進します。

徳島県住宅・建築物耐震化促進協議会の具体的な事業は以下のとおり。

- (1) 耐震化促進に関する施策の調整等に関すること
- (2) 耐震化促進に関する普及・啓発に関すること
- (3) 耐震化促進に係る県、市町村の相互支援の体制整備に関すること
- (4) 建築物耐震技術者の養成に関すること
- (5) 防災、衛生、教育等関連部局との連絡及び調整に関すること
- (6) 情報収集等に関すること
- (7) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること

また、平成18年3月に示された「徳島県地震防災対策行動計画」に基づき、「とくしま地震防災県民会議」が設置され、住民、自主防災組織、企業、医療、福祉、町及び県行政関係者など地域防災を担う様々な主体が連携し、効果的な地震防災啓発活動等を行い、県民運動が展開されています。

第2 その他

1 地震保険の加入促進

地震保険への加入率は、我々の地震に対する考え方及び地震に対する備えを数値化したものと考えることができ、住民の地震に対する意識を伺うことができます。

徳島県の地震保険加入状況を見ると、右表のようになり、地震保険の世帯加入率は32.0%で全国24位となり、全国平均31.8%を僅かに上回っています。また、火災保険への付帯率で見ると、76.2%で全国10位となり、全国平均71.3%を上回ることが分かります。

災害時に倒壊した家屋により発生する経済的な負担は多額のものになり、住民各自が、地震保険に加入することは各々の財産を守ることはもちろんのこと、地震に対する意識の向上を図る上でも重要だと考えます。

【都道府県別の地震保険加入率】

都道府県	火災保険への付帯率	順位	世帯加入率	順位
北海道	61.8%	45	28.6%	34
青森県	70.1%	24	23.9%	44
岩手県	75.0%	15	26.6%	39
宮城県	88.7%	1	52.7%	1
秋田県	74.8%	17	24.9%	43
山形県	68.7%	28	25.4%	42
福島県	79.3%	6	34.4%	14
茨城県	66.5%	35	31.8%	25
栃木県	72.7%	21	32.7%	21
群馬県	65.0%	38	26.8%	38
埼玉県	65.5%	37	33.7%	18
千葉県	64.7%	39	35.9%	11
東京都	62.1%	44	37.9%	6
神奈川県	63.6%	40	37.3%	8
新潟県	72.3%	22	26.0%	41
富山県	62.5%	42	26.3%	40
石川県	63.4%	41	29.4%	29
福井県	69.6%	25	33.8%	17
山梨県	74.9%	16	36.1%	10
長野県	67.8%	32	27.1%	37
岐阜県	79.1%	7	40.1%	4
静岡県	68.0%	31	32.8%	20
愛知県	76.2%	10	44.2%	2
三重県	73.8%	18	32.3%	22
滋賀県	68.4%	29	34.5%	13
京都府	65.8%	36	36.4%	9
大阪府	69.6%	25	37.6%	7
兵庫県	68.1%	30	33.4%	19
奈良県	73.3%	20	34.2%	15
和歌山県	70.9%	23	32.3%	22
鳥取県	77.3%	8	30.7%	26
島根県	67.6%	33	21.0%	45
岡山県	67.6%	33	29.4%	29
広島県	75.5%	13	33.9%	16
山口県	68.9%	27	29.5%	28
徳島県	76.2%	10	32.0%	24
香川県	76.0%	12	35.9%	11
愛媛県	75.4%	14	29.1%	32
高知県	87.8%	2	28.1%	36
福岡県	76.3%	9	38.7%	5
佐賀県	62.3%	43	28.6%	34
長崎県	54.4%	47	20.3%	46
熊本県	85.3%	3	43.9%	3
大分県	73.8%	18	29.1%	32
宮崎県	84.2%	4	29.2%	31
鹿児島県	83.6%	5	30.4%	27
沖縄県	58.0%	46	17.6%	47
全国平均	71.3%		31.8%	

※火災保険への付帯率：2021年時点で契約されている火災保険のうち、地震保険が付帯されている割合

※世帯加入率：地震保険の契約件数を住民基本台帳に基づく世帯数で除した数値

※出典：損害保険料率算出機構